

法科大学院の組織見直しについて

1. 経緯

法曹養成制度検討会議とりまとめ（平成25年6月）（関係部分抜粋）

- （前略）修了者のうち相当程度（例えば約7～8割）が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うことが求められる。

法曹養成制度関係閣僚会議決定（平成25年7月）（関係部分抜粋）（関連資料1頁）

第4 法曹養成の制度の在り方 2 法科大学院について（1）
 ア（略）※公的支援見直し強化策など入学定員の削減方策について記載
 イ（略）※裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について記載
 ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けるとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

2. 関連施策（進捗中のものも含む。）

【文科省】
 公的支援見直し強化策（→関連資料21頁）

【法務省，最高裁】
 教員派遣の見直し方策（→関連資料27頁）

認証評価（適格認定）の厳格化
 （→関連資料35頁）

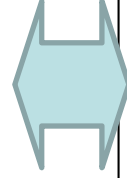
その他教育の質の向上等
 に関する各種方策

↑ **組織見直しの進捗状況や関連施策の動向を踏まえ、法的措置を含む組織見直しの全体像を検討**

3. 組織見直しの状況

【平成26年11月までの状況】（→関連資料11～19頁）

- 公的支援見直し強化策の公表後（平成25年11月）、14校が既に募集停止を表明全体としてピーク時の74校から52校に減少見込み
- 入学定員は、ピーク時から約45%減少（平成15年度 5825人 → 平成27年度（予定） 3175人）
- 合格率に課題のある法科大学院25校の実入学者はピーク時から約10分の1に減少
（平成18年度1253人 → 平成26年度127人、全体の約6%）。
※司法試験合格率（平成17年～25年度修了者の累計）が全国平均の半分未満の25校
- 上記25校のうち18校は学生募集停止を表明
- 学生募集停止を公表した22校を含め、公的支援見直し強化策の第3類型又は第2類型Cに該当する47校における実入学者数は、430人、全体の約19%
（一方、第1類型又は第2類型A、Bに該当する27校の実入学者数は全体の約81%）。
※文科省の公的支援見直し強化策で対象外となる募集停止校及び公立校も、基準に従って分類した上で集計



一方で、

- 各修了年度毎における司法試験の累積合格率は、約5割弱で推移
- 直近修了者の初年度合格率は、33.04%（平成26年司法試験）
- 各法科大学院の定員充足率は、約60%（平成26年度）
など

4. 組織見直し全体の方向性（案）

【これまでの評価】

- 公的支援見直し強化策の公表後、組織見直しが相当程度進んでいるが、司法試験合格率などの点では依然として課題。

【今後の施策展開の方向性（平成27年7月までに整理すべき事項）】

<目標>

- 修了者のうち相当程度（例えば約7～8割）が司法試験に合格できる状態を実現すべき。
- 入学定員の全体については、法曹人口調査の結果を踏まえ適切な数を提示すべき。
- 司法試験合格率や入学定員充足率が低い状態が続くなど課題が深刻である法科大学院について、組織見直しを促進

<方策>

- 公的支援見直し強化策等は今後とも継続し、認証評価の厳格化などの取組は着実に実施すべき。
 - これらにもかかわらず、なお課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院が存在する場合、制度の信頼性確保のため、行政として、法的措置も含め組織見直しに向けて必要な対応をとるべきであり、そのための控組みや手続を明確化すべき。
- +
- 同時に、法科大学院の教育改善を図り魅力を高めることや経済的・時間的コストの負担軽減策等を講じることにより、制度全体の体質強化を図ることも必要。

5. 法的措置の着眼点

【現行制度の大枠】

①法科大学院は、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とする専門職大学院

参照：法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（連携法）等

②このため、一般の専門職大学院とは異なる特別の基準による設置認可（→関連資料29頁）、認証評価による適格認定（→関連資料31頁）の規定が存在

・文部科学大臣は、認証評価において、適格認定を受けられなかった法科大学院に対し、教育研究活動の状況（認証評価機関が指摘した各項目の評価結果）について、報告又は資料の提出を求め（連携法5条5項）、（その内容に応じて、）行政上の改善指導とともに、法令違反の有無の確認を行う

③文部科学大臣は、法科大学院に法令違反が認められる場合、改善勧告、変更命令等の措置をとることが可能（学校教育法15条1項ないし3項）

・法務大臣は、文部科学大臣に対して、設置基準や認証評価に係る基準の改廃、評価機関の認証等について必要な意見を述べることや、特に必要があると認めるときは、法科大学院について、報告又は資料の提出の要求、改善勧告や変更命令等必要な措置を講ずることを要求することができる（連携法6条2項及び3項）

【指摘される問題点】

- ・司法試験合格率が著しく低い
- ・入試における競争倍率の低迷
- ・入学定員の充足率が低い
- ・法科大学院全体の定員が課題
- ・その他教育状況（教員、成績評価、未修者への対応等）に課題

設置認可

認証評価
(適格認定)

教育水準を担保

修了者

司法試験受験資格

【法的措置の趣旨】

主として法科大学院の教育状況について課題があることを踏まえ、課題が深刻で改善の見込みのない法科大学院について組織見直しを促進する。

【方向性】

教育水準を担保すべき設置認可、認証評価（適格認定）、これらに関連する行政手段に着目して、必要な措置の在り方を検討すべき。

6. 組織見直し促進に向けた流れ（法的措置を含む。）（案）

